市場専門家の洞察を共有する

対談　欧州保険市場の動向（上）

デロイトUK アンドリュー・ブリー氏
有限責任監査法人トーマツ 後藤 茂之氏

保険をめぐる規制環境は、内外共にダイナミックに変化している。保険監督者国際機構（International Association of Insurance Supervisors：IAIS）で論議されている保険資本基準（Insurance Capital Standard：ICS）の動き、先行して導入された欧州ソルベンシーIIの今後の改定に関わる動き、Brexitによってもたらされる今後の欧州市場の変化など、今後も目の離せない状況にある。本紙では、PRA（Prudential Regulation Authority、英国健全性監督局）の生保ディレクターや、EIOPA（European Insurance and Occupational Pensions Authority、欧州保険・企業年金監督局）における経験を有し、現在、デロイトUKに勤務するアンドリュー・ブリー氏と、大手損保会社および保険持ち株会社で企画部長、リスク管理部長を歴任し、現在、有限責任監査法人トーマツでERM高度化関連コンサルティングに従事する後藤茂之氏の対談を2回にわたって掲載。今後の欧州保険市場の展望に関する専門家としての意見を聞き、注目すべき動きや課題について洞察を共有する。

GDPR導入のインパクトは大きく、注目すべき

後藤　今回、日本に出張し、規制当局、アクチュアリー会、生損保の市場関係者の方々と幅広く意見交換する機会があったと思いますが、Brexitについては皆さんご関心が高かったと感じています。ブリーさんは、普段から、欧州の保険規制の動向、そのマーケットへの影響をウォッチしていることと思います。Brexitの交渉は現在進行形ではありますが、最近の動きや今後の課題をどのように捉えておくとよいでしょうか。

ブリー　Brexitによる大陸での契約だけの問題ではなく、英国で事業を行っている欧州経済領域（the European Economic Area：EEA）の保険会社にとっての問題でもあります。その意味で、英国健全性監督機構（Prudential Regulation Authority：PRA）が、昨年のクリスマス前に海外の保険会社が英国内に支店や子会社を設立する際に考慮すべき要素についてコンサルテーションを開始したという動きは関係者を安心させました。Brexitに対する規制当局の準備の第一歩となったわけです。保険の場合は長期契約なので、EEAの保険会社にとっても、Brexit後も英国政府が支店の認可を申請できるようにし、英国で事業を継続できるようにPRAが動いていることが保険業界にとって、一定の安心感につながったわけです。今後の交渉については、予測を立てるのが難しい状況です。まだまだ不確実性が大きいといえます。

後藤　金融危機以降、グローバルでもローカルでも多くの規制、基準が出されています。相互に連動しているものも多くなりました。危機以前は、まだまだ各国の監督や市場のプラクティス等の歴史や特徴から、各国・地域の固有のものも多かったと思いましたが、最近のハーモナイゼーションは大きな変化だと感じています。EMEA（Europe，Middle East，Africa）の規制動向をウォッチしている立場から、最近の注目すべき動きについて意見をお伺いしたいと思います。

ブリー　われわれのセンターでは、毎年規制・監督を中心に保険市場に関する「展望（Outlook）」を出しています。以前と違って、各セクターの動きが連動していることもあり、保険セクターだけでなく銀行、資本市場、資産運用の各セクターの動きとも関連付けて観察するようにしています。EUといっても規制システムは各国で異なっており、それぞれ特徴があります。例えば、英国にはシニア・インシュアランス・マネジャーズ・レジーム（Senior Insurance Managers Regime）という個人責任を追及する枠組みがあり、他国にはない特徴となっています。ただ、各国共通の動きとして、コンダクトリスクやリスクカルチャーに関心が高まっており、商品設計や販売実務、保険金支払い実務等を含む、ビジネスモデルに対して、契約者保護の観点からモニタリングが強化されています。今年も種々の重要な規制がスタートします。代表的なものとして、5月から実施されているEU一般データ保護規則（General Data Protection Regulation：GDPR）が挙げられます。個人データについて基本原則に基づき、データ主体の権利を尊重した上でのデータ保護が要請されます。適切なセキュリティー対策と個人データの侵害が発生した場合には監督機関およびデータ主体者に対する通知が義務付けられます。保険・金融においては、業務の性格上、多くの個人データを扱いますので、この規制の導入によるインパクトは大きく、注目すべき動きだと思っています。

契約者間の公平性の問題をどのように考えるか

後藤　そうですね。確かに、最近グローバルベースでも、各国ベースでも、ミスコンダクトやリスクカルチャーに関する関心が高まっています。われわれも日本から欧米やアジアパシフィックの動きを見ています。最近、オーストラリアでは保険を含む金融事業のコンダクトリスクの調査において、王立委員会（Royal Commission：RC）が設置され、調査が進められています。同委員会による調査は極めて詳細かつ厳格なものであり、業界に衝撃が走っていると伝わってきています。これに関する欧州の動きについて、ご意見をお伺いできますか。

ブリー　契約者保護という概念が大きく変わろうとしています。例えば、英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority：FCA）は、脆弱性（Vulnerability）という概念を見直そうとしています。つまり、これまでの監督は、極論すると、平均値の人々に焦点を当て、その利益を守ることによって市場のマジョリティの人々を保護するという考えであったと想定します。しかし最近、果たしてそれで本当に契約者保護が十分図れるのかという疑問が当局の中に出てきています。

いわゆる、契約者保護あるいは契約者間の公平性について、どのように考えるべきなのかという問題です。ここで、脆弱な消費者（Vulnerable consumer）という意味合いですが、従来の高齢者や若年者という範囲にとどまらず、かなり広範に考えようとしています。まだ具体的に定義が固まっていない段階ですが、例えば、所得水準・教育レベル・社会階級等から機械的に定まるものではなく、親族を亡くして悲しんでいる人に対して保険会社のコールセンターは温かい応対をするべきであるし、富裕層であっても年金運用を行う際には課税、運用リスク、適切でないアドバイスを受けるリスク、年金受取に係る詐欺といった問題から適切に守られるべきであるといった、幅広い視点からビジネスの在り方を見ていかなければならないという動きです。契約者間の公平性という問題をどのように考えるかということは古くて新しい問題ですが、このような本質的なレベルで論議がされているという点は注目すべきだと思います。

【アンドリュー・ブリー氏プロフィル】

デロイトUKパートナー。2016年10月以前は、バンクオブイングランドのPRA において生命保険会社監督を担当するディレクターを務める。14年から16年には、EIOPAにおける勤務経験は通算27年以上に及び、生命保険、損害保険、ロンドンの保険引受・仲立人市場、商業および投資銀行、資産管理などの金融監督分野にて活躍。

【後藤茂之氏プロフィル】

有限責任監査法人トーマツディレクター。大手損害保険会社および保険持ち株会社にて、企画部長、リスク管理部長を歴任。日米保険交渉、合併・経営統合に伴う経営管理体制の構築、海外M&A、保険ERMの構築、グループ内部モデルの高度化、リスクアペタイト・フレームワーク、ORSAプロセス整備に従事。IAIS、Geneva Association、EAICなどのERM関連パネルに参加。現職にて、ERM高度化関連コンサルティングに従事。大阪大学経済学部卒業、コロンビア大学ビジネススクール日本経済経営研究所・客員研究員、中央大学大学院総合政策研究科博士課程修了。博士（総合政策）。